平成２８年（フ）第６６５号
神戸市長田区大丸町２丁目12番４号グリーンハイツ102号、従前の住所神戸市長田区腕塚町８丁目３番９号
債務者　松下　　彩（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３号
兵庫県伊丹市昆陽７丁目24番地　グレイス昆陽203号
債務者　山田　俊政
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町２番46―302号
債務者　森川　倫枝
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５２号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番１―1304号
債務者　押川理重名
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７３号
佐賀市神園３丁目６番26号
債務者　牟田　竜真
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　1044号
債務者　小寺　康介
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
宮城県東松島市牛網字駅前２丁目６番地２　カーサ・フローラ201号室
債務者　毛利ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
広島県福山市引野町北２丁目30番１号
債務者　黒崎　勝志
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７２号
山口県宇部市大字東岐波5388番地５
債務者　鶴田　康代
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第７９号
山口県宇部市大字妻崎開作115番地１コスミオンアリベ102号、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作146番地１松永アパートＡ102号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１５０号
青森市幸畑５丁目34番２号　市営住宅幸畑第２団地20―１
債務者　山本　　亮
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
青森県西津軽郡深浦町大字驫木字亀ケ崎93番地３
債務者　野呂智慧子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
青森県五所川原市字上平井町86番地１、住民票上の住所青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻521番地９　ハイツエルムシティ202
債務者　三浦百合子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
青森県弘前市大字大久保字若松327番地36、旧住所青森県弘前市大字大久保字若松327番地13
債務者　三上　幸洋
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目６番17号　山田ハイツＢ201
債務者　勝見　祐希
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市林５丁目２番32号　サニーウェルＡ205
債務者　渡辺　和宏
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部